

令和4年度長野県立特別支援学校の幼稚部の幼児及び
 高等部の生徒募集に係る基本的事項について（案）

特別支援教育課

1 募集人員及び志願資格

学 校 名	募 集 人 員			志 願 資 格
長野盲学校	幼稚部		若干名	(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの (2) 高等部 中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（令和4年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障がいの程度に該当するもの。ただし、専攻科理療科にあっては、高等学校（高等部）を卒業した者（令和4年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障がいの程度に該当するもの
	高等部	普通科 保健理療科 専攻科理療科	8名程度 8名程度 8名程度	
松本盲学校	幼稚部		若干名	
	高等部	普通科 保健理療科 専攻科理療科	8名程度 8名程度 8名程度	
長野ろう学校	幼稚部		若干名	(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの (2) 高等部 中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（令和4年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障がいの程度に該当するもの
	高等部	普通科 総合産業科	8名程度 8名程度	
松本ろう学校	幼稚部		若干名	
	高等部	産業工芸科 被服科	8名程度 8名程度	

学 校 名	募 集 人 員			志 願 資 格	
長野養護学校	高等部	普 通 科	50名程度 (朝陽教室8名以内及びすぎか分教室11名以内を含む。)	<p>中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(令和4年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあつては、障がいのため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。</p> <p>(1) 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</p> <p>(2) 知的発達遅滞の程度が(1)に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p>	
伊那養護学校	〃	〃	50名程度 (中の原分教室8名以内を含む。)		
松本養護学校	〃	〃	50名程度 (しなの木教室8名以内を含む。)		
上田養護学校	〃	〃	40名程度		
飯田養護学校	〃	〃	35名程度		
安曇養護学校	〃	〃	30名程度 (あづみ野分教室8名以内を含む。)		
小諸養護学校	〃	〃	40名程度 (うすだ分教室8名以内を含む。)		
飯山養護学校	〃	〃	15名程度		
諏訪養護学校	〃	〃	35名程度 (ふじみの森分教室8名以内を含む。)		
木曾養護学校	〃	〃	10名程度		
花田養護学校	〃	〃	10名程度		
稲荷山養護学校	〃	〃	50名程度 (右欄(2)の該当者を対象とする更級分教室8名以内を含む。)		<p>中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(令和4年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</p> <p>(2) 肢体不自由の状態が(1)に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</p>
稲荷山養護学校	〃	〃	50名程度 (右欄(2)の該当者を対象とする更級分教室8名以内を含む。)		<p>中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(令和4年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあつては、障がいのため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。</p>

				<p>(1) 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</p> <p>イ 肢体不自由の状態が(1)のアに掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</p> <p>(2) 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 知的発達が遅延があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</p> <p>イ 知的発達遅延の程度が(2)のアに掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p>
若槻養護学校	高等部	普通科	10名程度	<p>中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（令和4年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあつては、障がいのため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。</p> <p>(1) 慢性の呼吸器疾患、じん臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</p> <p>(2) 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</p>
寿台養護学校	〃	〃	20名程度	<p>中学校（中学部）又はこれに準ずる学校を卒業した者（令和4年3月に卒業する見込みの者を含みます。）及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあつては、障がいのため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 慢性の呼吸器疾患、じん臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</p> <p>イ 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</p> <p>(2) 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 知的発達遅延があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</p> <p>イ 知的発達遅延の程度が(2)のアに掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p>

2 志願及び選考の方法

学 校 名	志 願			選 考		
	受付期間	志願書類	場所	方 法	期 日	場所
長野盲学校 松本盲学校	令和3年12月1日(水)から令和4年2月3日(木)まで。幼稚部も同様とする。ただし、幼稚部は年度途中の志願もできる。	(1) 入学願書 (2) 志願する本人の調査書(志願先学校長の定めるもの) (3) 訪問教育にあつては、病気療養のため入院している者又は児童福祉施設に入所している者は主治医又は施設長の同意書	志願先学校	・志願書類 ・学力検査 ・面接 ただし、幼稚部、訪問教育については、志願書類に基づいて総合的に判断する。	学力検査 令和4年2月18日(金) 面接 学校長が別に定める日	志願先学校
長野ろう学校 松本ろう学校	令和4年2月22日(火)から3月3日(木)まで。幼稚部については、各校の募集要項による。ただし、幼稚部は年度途中の志願もできる。	(4) 志願先学校長が必要と認める書類			学力検査 令和4年3月9日(水) 面接 学校長が別に定める日	

学 校 名	志 願			選 考		
	受付期間	志願書類	場所	方 法	期 日	場所
長野養護学校 伊那養護学校 (中の原分教室を含む) 松本養護学校 上田養護学校 飯田養護学校 安曇養護学校 小諸養護学校 飯山養護学校 諏訪養護学校 木曾養護学校 花田養護学校 稲荷山養護学校 (更級分教室を含む) 寿台養護学校	令和3年12月6日(月)から12月16日(木)まで	(1) 入学願書 (2) 志願する本人の調査書(志願先学校長の定めるもの) (3) 訪問教育にあつては、病気療養のため入院している者又は児童福祉施設に入所している者は主治医又は施設長の同意書 (4) 志願先学校長が必要と認める書類	志願先学校	・志願書類 ・学力検査 ・面接 ただし、幼稚園、訪問教育については、志願書類に基づいて総合的に判断する。	学力検査 令和4年1月21日(金) 面接 学校長が別に定める日	志願先学校
長野養護学校 朝陽教室 すだか分教室 松本養護学校 しなの木教室 安曇養護学校 あづみ野分教室 小諸養護学校 うすだ分教室 諏訪養護学校 ふじみの森分教室	令和3年12月6日(月)から12月16日(木)まで	(1) 入学願書 (2) 志願する本人の調査書(志願先学校長の定めるもの) (3) 志願先学校長が必要と認める書類	志願先学校	・志願書類 ・学力検査 ・面接	学力検査 令和4年1月22日(土) 面接 学校長が別に定める日	志願先学校

学 校 名	志 願			選 考		
	受付期間	志願書類	場所	方 法	期 日	場所
若槻養護学校 寿台養護学校 (松ろうキャンパス)	令和4年2月22日(火)から2月25日(金)まで	(1) 入学願書 (2) 志願する本人の調査書 (志願先学校長の定めるもの) (3) 志願先学校長が必要と認める書類 (4) 若槻養護学校にあつては独立行政法人国立病院機構東長野病院、寿台養護学校にあつては独立行政法人国立病院機構まつもと医療センターの診断書 (5) 訪問教育にあつては、病氣療養のため入院している者又は児童福祉施設に入所している者は主治医又は施設長の同意書	志願先学校	・志願書類 ・学力検査 ・面接 ただし、訪問教育については、志願書類に基づいて総合的に判断する。	学力検査 令和4年3月9日(水) 面接 学校長が別に定める日	志願先学校

3 入学許可

学校長が、志願者の保護者に令和4年3月18日(金)までに通知します。

4 その他

志願等についての問い合わせは、志願先の学校にしてください(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)